

# とど で しょうめい 届け出・証明

# 申告登記・証明

## とどけて 【届出】

## 各种申告登记手续

戸籍、住所の異動等に関する届出は、届出日から法律上の効力が発生するものもありますので、速やかにお手続きください。

戸籍和住址変更等相关申告登记，在办理当天开始就具备法律效力，所以请尽早办理手续。

### ●戸籍の届出

戸籍の届出は、市役所市民課、北部出張所、南部出張所の窓口で受け付けています。

なお、届出によって、必要書類や期間等が決められていますのでご注意ください。

- 出生届：赤ちゃんが生まれたとき
- 婚姻届：結婚するとき
- 転籍届：本籍を移すとき
- 養子縁組届：養子縁組をするとき
- 離婚届：離婚するとき
- 死亡届：死亡したとき
- 死産届：死産したとき

【問合せ】市民課 ☎963-9192

北部出張所 ☎978-4141

南部出張所 ☎988-6611

### 戸籍登记一览

可以在市役所市民课、北部办事处、南部办事处的窗口办理各种户籍登记。

请注意，登记内容不同，要求的材料以及办理期限不同。

出生登记：婴儿出生后

结婚登记：结婚时

转籍登记：迁移户口时

养子关系登记：建立养子关系时

离婚登记：离婚时

死亡登记：死亡后

死产登记：死产后

【问询处】市民课 ☎048-963-9192

北部办事处 ☎048-978-4141

南部办事处 ☎048-988-6611

### ●住民基本台帳に関する届出

- 転入届：市内に引っ越してきたとき
- 転居届：市内で住まいが変わったとき
- 転出届：市外へ引っ越すとき
- 世帯主変更届・世帯分離届・世帯合併届・世帯変更届：世帯主や家族構成が変わったとき

【問合せ】市民課 ☎963-9126

北部出張所 ☎978-4141

南部出張所 ☎988-6611

### 住民基本台帳相关登记

迁入登记：搬入市内后

迁居登记：市内的住址变更后

迁出登记：搬家到市外时

户主变更登记、分户登记、合户登记、家庭变更登记：

户主或家庭成员发生变化后

【问询处】市民课 ☎048-963-9126

北部办事处 ☎048-978-4141

南部办事处 ☎048-988-6611

### ●印鑑の登録

- 対象：15歳以上で越谷市に住民登録している方。1人につき1つの印鑑を登録できます（意思能力を有しない方は登録できません）
- 次の印鑑は印鑑登録ができません
  - 同じ世帯の方が登録印としているもの
  - 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏、通称または氏と名の一部を組み合わせた文字で表していないもの
  - 職業、資格など他の事項を合わせて表しているもの

### 印章登记

对象：满15岁且居民登记在越谷市的人。每个人只可登记1个印章。（没有独立思考能力的人的印章不能进行登记）

以下印章不能进行登记：

• 家庭成员已经登记过的印章

• 在住民基本台帐上没有登记的姓名、姓、名、旧姓、通称或者姓和名的一部分组合文字的印章

• 标有职业、资格等带有其他内容的印章

の

- ゴム印、その他の印鑑で変型しやすいもの
- 印影の大きさが一辺8mmの正方形に収まるもの、または一辺25mmの正方形に収まらないもの
- 印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難なもの
- 文字が白抜きのもの
- その他登録に適當でないもの（例えば外枠のないもの、欠けているものなど）

【問合せ】市民課 ☎963-9126

ほくぶしゅつちやうじよ 北部出張所 ☎978-4141

なんぶしゅつちやうじよ 南部出張所 ☎988-6611

- ・ 橡皮印章及其他容易变形的印章
- ・ 小于边长 8 毫米的正方形，以及大于边长 25 毫米的正方形的印章
- ・ 印记不清楚或文字难以辨认的印章
- ・ 文字凹陷的印章
- ・ 其他被认为不适合登记的印章（例如：没有外框或有破损等）

【问询处】市民課 ☎048-963-9126

北部办事处 ☎048-978-4141

南部办事处 ☎048-988-6611

## 【証明書】

## 各种证明文件

### ●印鑑登録証明書の取り方

窓口で印鑑登録証を必ずお持ちください。登録印をお持ちになっても印鑑登録証明書は交付できません。代理人が請求する場合、委任状は不要です。

【問合せ】市民課 ☎963-9126

パスポートセンター ☎969-1818

ほくぶしゅつちやうじよ 北部出張所 ☎978-4141

なんぶしゅつちやうじよ 南部出張所 ☎988-6611

### 印章登記証明

前来办理时请务必携带印章登记证。否则，即使携带登记的印章也不予办理。代理人申请时，不需要委托书。

【问询处】市民課 ☎048-963-9126

护照中心 ☎048-969-1818

北部办事处 ☎048-978-4141

南部办事处 ☎048-988-6611

### ●戸籍証明書・住民票の写し

戸籍全部事項証明書（謄本）、戸籍個人事項証明書（抄本）については、戸籍に記載されている方および直系尊属もしくは直系卑属の方が請求できます。代理人が請求する場合は、委任状が必要です。

住民票の写しについては、本人または同一世帯の方が請求できます。同一住所であっても世帯が別となっている場合や代理人が請求する場合は、委任状が必要です。

【問合せ】市民課 ☎963-9126

パスポートセンター ☎969-1818

ほくぶしゅつちやうじよ 北部出張所 ☎978-4141

なんぶしゅつちやうじよ 南部出張所 ☎988-6611

### 戸籍証明・住民票副本

申請戸籍全部事項証明（謄本）以及戸籍個人事項証明（抄本），可以由戸籍上记载的人以及直系亲属进行申请。委托代理人时，需要出示委托书。

住民票副本，可以由本人或同户口的人进行申请。如果是住址相同但户口不同的人或代理人申请时，需要出示委托书。

【问询处】市民課 ☎048-963-9126

护照中心 ☎048-969-1818

北部办事处 ☎048-978-4141

南部办事处 ☎048-988-6611

### ●各種証明書手数料

- 戸籍全部事項証明書（謄本）	1通	450円
- 戸籍個人事項証明書（抄本）	1通	450円
- 除籍・改製原戸籍謄（抄）本	1通	750円
- 戸籍の附票の写し	1通	200円
- 戸籍記載事項証明書	1通	350円
- 住民票の写し	1通	200円
- 印鑑登録証明書	1通	200円

【問合せ】市民課 ☎963-9126

### 开具各种证明文件的手续费

戸籍全部事項証明（謄本）	1份	450日元
戸籍個人事項証明（抄本）	1份	450日元
除籍、更改原戸籍謄（抄）本	1份	750日元
戸籍附票副本	1份	200日元
戸籍記載事項証明	1份	350日元
住民票副本	1份	200日元
印章登記証明	1份	200日元

【问询处】市民課 ☎048-963-9126

## ●マイナンバーカード

マイナンバーカードは本人確認書類として利用できるほか、政府が運営するオンラインサービスのマイナポータル（ご利用の際には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダライタ、またはカードの読み取りに対応するスマートフォンが必要です）で行政サービスの申請や個人情報の確認等ができるカードです。

また、越谷市では証明書のコンビニ交付サービスを提供しています。マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機から、住民票の写し（続柄・本籍のみ記載可）、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書、戸籍全部（謄本）・個人（抄本）事項証明（本籍が越谷市にある方で、現在戸籍に限ります）を取得することができます。なお、マイナポータル、コンビニ交付ともに公的個人認証サービスの利用が必須となります。

マイナンバーカードの交付手数料は初回無料です。

【問合せ】市民課 ☎940-8604

## ●公的個人認証サービス

公的個人認証サービスとは、インターネットを通じて申請・届け出が行われる際に申請者が本人であるかを確認するための電子証明書を発行し、マイナンバーカード内に格納するサービスです。電子証明書により、なりすましや改ざんを防ぐことができます。

電子証明書の発行を受けるには、マイナンバーカードをお持ちのうえ、市民課窓口へ申請してください。

【問合せ】市民課 ☎940-8604

## 個人编号卡

个人编号卡可以作为身份证件使用，还可以通过日本政府运营的“个人编号综合门户”在线服务进行各种行政申请以及确认个人信息等。（使用该服务时，需要准备一个IC卡读写器，或一个能够读卡的智能手机）

此外，越谷市还开通了24小时便利店证明文件发行服务。如果您持有“个人编号卡”，可以在便利店等处的多功能复印机上获得户籍复印件（仅记录户主关系和籍贯）、印章登记证明、课税（非课税）证明、户籍腾本（即户籍内全员事项证明）或户籍抄本（即户籍内个人事项证明）（仅适用于现越谷市居民）。

请注意，利用“个人编号综合门户”及便利店的服务都必须提前开通官方个人认证。

首次办理“个人编号卡”免费。

【问询处】市民课 ☎048-940-8604

## 官方个人认证

官方个人认证是，在个人编号卡中植入电子证明书，在网上在线办理申请或登记手续时通过认证申请人身份，可以防止个人数据被冒充或被篡改。

请携带您的“个人编号卡”，前往市役所市民课窗口申请发行电子证书。

【问询处】市民课

☎048-940-8604